

長野市公文書館便り

2024
Winter

●発行日：令和6年（2024年）1月22日 ●発行：長野市公文書館

©NaganoCityArchives

令和5年度 長野市公文書館講演会

「松代藩の「拾万石御百姓訴訟」（二斗八騒動）を書きとめた「永々代記録」」
西澤 安彦 氏（前長野市公文書館主任専門主事）

コロナ禍で開催できなかった講演会ですが、4年振りに開催することができました。10月13日、講師に西澤安彦氏をお迎えし、標記テーマでお話しいただきました。長野市南高田区に伝わる、「永々代記録」から読み取ることのできる江戸時代の騒動や善光寺の記録、実際に体験した自然現象について興味深いお話しでした。その概要は以下のとおりです。

① はじめに

延宝2年（1674）11月におこった二斗八騒動は、一次史料がなく、江戸時代に代々書き継いできた南長池村の名主久右衛門家の「永々代記録」が唯一の史料と言われている。

② 二斗八騒動が広く知られるようになった契機

大正9年（1920）10月に、古牧尋常高等小学校が、「義民助弥二関スル調書」をまとめた。大正14年（1925）4月には信濃毎日新聞の記者堀江耕想が5回連載で「義民助弥」という記事を書いた。ある意味、読み物風であるが、現在小学校等で扱われている内容は、この記事に基づいている。

③ 「永々代記録」の成立と拾万石御百姓訴訟

「永々代記録」には、正保4年（1647）から文政11年（1828）までの記録が記されていて、他の文献等からも確認できる正確な内容である。延宝2年の項目に「拾万石御百姓訴訟 役儀条目仰付」という記載があり、騒動があったことと、その対策として役儀が出されたことが



はっきりした。二斗八騒動という命名は後年であって、歴史的には拾万石御百姓訴訟を正式な騒動の名前にしてよいのではないかと。騒動の史料はほとんど残らない中で、久右衛門家の当主はよく書き記したと言える。この騒動

の時に善光寺の境内に村役人達が集まって相談したと口伝にあるが、騒動の処刑者が3人とも松代藩の行政区画という川北35カ村に当たるので、この訴訟は川北35カ村の村役人が中心におこした総百姓一揆だったに違いない。

④ 記録の内容から何が見えてくるのか。

・善光寺の秘仏…元禄5年（1692）の秘仏公開。大勧進と大本願の間で、如来の所蔵をめぐる争いが起こり、秘仏である本尊が開帳された。

・本堂、如来堂の完成…宝永4年（1707）に如来堂が落成した。その場にはいないとわからないようなことまでかなり詳しく書いてある。

・自然現象…貞享2年（1685）大きな流星、彗星や隕石と思われる物体の落下の記録。明和7年（1770）低緯度オーロラの記録。

⑤ 初めて確認できた事項

善光寺境内の東方にあった毘沙門堂が、文化3年（1806）に建てられたと確認できた。明治維新後跡地に旧県社が造られた。

⑤ 「永々代記録」が南高田区有になっている理由

「永々代記録」の表紙には、南長池村久右衛門と書いてあるが、現在は南高田の区有文書の中に入っている。大正9年（1920）に古牧尋常高等小学校が「義民助弥二関スル調書」をまとめて発表した。中心になって調査をした教員の矢沢速太が永々代記録の所蔵者南長池の久右衛門家末裔に、義民助弥についての史料はこれしかないから南高田の方に奉納してくれとお願いをした結果、南高田の区有文書に収められることになった。



《質疑応答》

Q：助弥が祀ってある天神社を探したが見つからなかった。現地でぜひ説明をしてほしい。A：要望承りました。

Q：原典史料を読み込んだ興味深いお話だったが、史料を活用した研究の仕方で大切なことは何か。

A：いろいろな史料と関連付けて、史料を読み込むことが大切。研究者の成果を利用することも大切です。

詳しくは「市誌研究ながの」31号に講演記録を掲載する予定です。



古文書紹介

「古文書によく出てくる表記」

※写真の崩し字は当館所蔵の栗田区共有文書（古111-3-370）より抽出

今回より文化六年（一八〇九）作成の「信州水内郡栗田村五人組前書」を数回にわたり読んでみます。五人組前書とは、村の人々が、守るべきことを箇条書きに書き上げ、誓わされたものです。（なお栗田村は幕府領です）

では、次の文字を読んでみましょう。読めない文字はあとの釈文（現代文字に直した文）で確認しましょう。

一 前々従二 公儀二被二 仰出 候御
法度之旨堅相守可申事

右の釈文は漢字が多く読みづらいですね。実は和漢文と云って、漢文のような返読文字（上に返って読む文字）があります。いくつか返読文字を読みも加え紹介します。

【助動詞】如・不・為・令・可・被
いたす・おぼさ・たてまゐる・まかせ・こころまる

【動詞】致・及・奉・遂・任・蒙
いたす・おぼさ・たてまゐる・まかせ・こころまる

【助詞】雖・於・乍・自・因・依・從
いふとも・おいて・ながら・より・より・より・より

【その他】難・無・為・以
かたじけなく・な・な・な・な

釈文に返る箇所の記号を加えました。返読文字に気を付けてもう一度読んでみましょう。さらに、左の読み下し文で読みを確認してください。（以下句読点加筆）

一 前々、公儀従仰せ出で被候条目之趣、八勿論、自今以後、御法度之旨、堅く相守り申す可事

（意味：以前、幕府より仰せつけられました箇条書きのことは勿論、これから以後の法の内容は堅く守るべきこと）

では、次の前書文を返読文字に注目して読んでみましょう。（解答は右下）

今味は常々申し合ふ事、
守、申事

日々是文書～スタッフ通信～

【新たな公開資料】

「篠ノ井西小学校文書」 69点

【活動記録】

- 9/27 小田切地区住民自治協議会資料調査
- 10/13 長野市公文書館講演会
- 10/27 信州新町公民館資料調査
- 10/29 滝沢家資料調査①
- 11/ 8 芋井広瀬区有文書資料調査
- 11/ 9 滝沢家資料調査②
- 11/16 市立長野高校市民開放講座
「ながのろじー」来館
- 11/22 芋井公民館見学来館
- 11/30 北沢家資料調査



熱心に館内見学をされる芋井公民館の皆様



【読み下し文】吟味仕り、常々申し合ひ、悪事出来仕らざる様に致すべき事（意味：吟味して、常々話し合い、悪事が起きないようにすること）

長野市公文書館

所在地 〒380-0928 長野市若里六丁目6-2 長野市若里分室内
電話 026-224-0701 F A X 026-224-0702
HomePage <https://www.city.nagano.nagano.jp/kobunsho/>
又は **長野市公文書館** で検索
E-mail soumu-9@city.nagano.lg.jp
開館時間 午前9時から午後5時（閲覧申込みは午後4時30分まで）
休館日 土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
年未年始（12月29日～1月3日）

こんなときにはご相談ください。

- ・古い土蔵などを取り壊すので、所蔵資料を寄贈・寄託したい。
- ・所蔵資料の保存・活用を図り、後世に伝えたい。